

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら家族（父母と子ら）について、①申立人母が、原発事故当時、避難指示解除準備区域内の福祉施設において勤務中であり、要介護状態の者を含む入所者ら（系列の福祉施設も含め二百名超）の介助をしながら長距離移動をし、同人らと共に関東地方所在の施設に避難するなど、過酷な避難状況にあったことを考慮して、過酷避難状況による精神的損害として40万円（中間指針第五次追補の定める目安額30万円から10万円増額）の賠償を認め、②申立人母が避難生活によって疾患を発症したことから、その通院にかかる生命身体的損害及び持病を理由とする日常生活阻害慰謝料の増額分（発症時期から平成24年8月まで、病状の程度等を考慮して月額4万円）の賠償が認められたほか、③申立人子の一人が避難先の学校でいじめに遭い、不登校となった時期があったことから、同人に日常生活阻害慰謝料増額分の一時金として10万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1及び同X2（以下併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙の損害項目（別紙記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解契約の効力は及ばないことを相互に確認する。

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目に対する和解金として金421万1855円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和7年3月31日

（仲介委員 増澤 博和）

【申立人 X 1 分】

損害項目	内訳等	対象期間	金額
日常生活阻害慰謝料 (増額分)	持病に伴う増額 (中間指針第五次追補第 2 の 4 ⑥)	平成 23 年 5 月 1 日 ～平成 24 年 8 月 31 日	¥640,000
生命・身体的損害	通院慰謝料	平成 25 年 8 月 2 日 ～令和 6 年 1 月 9 日	¥462,000
	通院交通費	平成 25 年 8 月 2 日 ～令和 6 年 1 月 9 日	¥85,969
	証明書取得費用	令和 5 年 12 月 4 日、 令和 6 年 2 月 13 日	¥8,800
就労不能損害		平成 25 年 10 月 1 日 ～平成 26 年 4 月 30 日	¥2,515,086
過酷避難状況による 精神的損害	(中間指針第五次追補第 2 の 1)		¥400,000
小 計			¥4,111,855

【申立人 X 2 分】

損害項目	内訳等	対象期間	金額
日常生活阻害慰謝料 (増額分)		一時金	¥100,000
小 計			¥100,000

和解金 合計 ¥4,211,855